

令和8年度世田谷区印刷物広告取扱事業者募集要領

1 趣旨

この要領は、「世田谷区広告掲載要綱」（以下「掲載要綱」という。）「世田谷区広告掲載基準」（以下「掲載基準」という。）に基づき、世田谷区（以下「区」という。）が発行する印刷物（以下「区印刷物」という。）に掲載する広告を取り扱う事業者（以下「本業務受託者」という。）を募集するものです。

2 用語の意義

この要領において使用する用語の意義は、掲載要綱において使用する用語の例によるものとします。

3 広告を募集する広告掲載物及び担当所管課

- (1) せたがや便利帳（政策経営部広報広聴課）
- (2) 障害者のしおり（障害福祉部障害施策推進課）
- (3) 資源とごみの収集カレンダー（清掃・リサイクル部事業課）
- (4) 資源とごみの分け方・出し方（清掃・リサイクル部事業課）
- (5) 世田谷区立図書館ご案内（教育政策・生涯学習部中央図書館）
- (6) その他

※広告掲載枠等の詳細は、別紙1「令和8年度世田谷区印刷物広告掲載物詳細一覧」のとおり

4 業務内容

(1) 広告掲載企業等の申込受付・問い合わせ、募集営業

- ① 広告掲載の申込先として応募の受付、及び広告募集に関する問い合わせの対応をしていただきます。応募の受付方法は、本業務受託者への応募書類の持込または郵送によるものとし、応募書類の記載不備等を確認し、不備等があれば申込者に是正を求めてください。
- ② 広告募集に関する問い合わせについては、原則的に掲載要綱、掲載基準、本要領に基づき回答してください。掲載要綱、掲載基準、本要領に記載のない事項については、本業務受託者より広告掲載物担当所管課（以下、担当所管課）へ確認のうえ、回答してください。
- ③ 広告掲載の申込書の様式については「世田谷区印刷物広告掲載申込書（第1号様式）」（以下、「申込書」という。）を使用することとします。
- ④ 広告の募集は、本業務受託者の営業により行っていただくほか、区のホームページ等により、本業務受託者を申込先として公募します。

(2) 広告掲載申込の集約・提出

別紙2「令和8年度広告掲載申込締切日一覧」に基づいた各広告掲載物申込の締切りにおいて、各締切後、2営業日以内に広告掲載希望者が提出した申込書を、区へ持参または郵送にてご提出ください。

(3) 広告掲載の優先順位

- ① 各広告掲載の決定については、掲載基準の第7条に定める「掲載の優先順位」に準ずることとします。
- ② 同じ広告区分で、掲載の優先順位が同順位の広告主が複数ある場合は、各広告掲載枠内で希望する掲載面積の大きい事業者を優先し、掲載面積の大きさも同じ場合は抽選により掲載を決定します。

(例) 表3枠について、広告取扱事業者A社が1ページ全てを申請、広告取扱事業者B社が1/2ページを申請した場合、A社の広告主を優先とします。また、A社が1ページ全てを1社の広告主で申請、B社が1ページを1/2枠2社で申請した場合は、A社とB社を抽選の上、掲載を決定します。

(4) 広告掲載の決定

- ① 各広告掲載申込締切り後、2週間以内に担当所管課にて広告掲載の可否決定を行います。広告を掲載することが決定した広告掲載申込者(以下、「広告主」という。)に「世田谷区印刷物広告掲載決定通知書(第2号様式)」、掲載しないことが決定した広告掲載申込者には「世田谷区印刷物広告不掲載決定通知書(第3号様式)」を担当所管課にて発行します。
- ② 担当所管課より本業務受託者へ可否決定の通知を送付しますので、本業務受託者から各広告掲載希望者へ配布していただくものとします。

(5) 広告掲載料の納付

- ① 広告掲載料は区の収入とします。
- ② 本業務受託者は、区が発行する広告掲載料の納入通知書を、広告掲載決定通知とともに受取り、各広告主へ配布してください。広告掲載料の納付期限は、各納入通知書の発行日より3週間以内とし、支払い方法は納入通知書への振込に限ります。
- ③ 本業務受託者は、広告主より納付を証する領収書の写しの提出を受け、受領後はすみやかに担当所管課へご提出ください。広告掲載料の支払いを遅滞している広告主については、担当所管課と協議のうえ、当該広告主に対しすみやかに電話、または訪問により督促をしていただくようお願いします。

(6) 広告原稿の提出

広告掲載頁を含む本件広告掲載物の印刷業務は、担当所管課より別途、入札等により決定する印刷事業者へ発注します。印刷工程は、確定後、担当所管課より本業務受託者へすみやかに通知します。

- ① 本業務受託者には、印刷工程に基づいて広告原稿の提出について期限を定め、広告掲載決定通知とあわせ、広告原稿の提出を広告主へ依頼していただきます。別紙1「令和8年度世田谷区印刷物広告掲載物詳細一覧」で示した広告原稿の提出締切りの期日までに、広告主から広告原稿を集約し、区へご提出ください。その際、掲載基準の第3条及び第5条に注意してください。
- ② 広告原稿の提出形式は、アドビイラストレータ等による完全版下データ及びPDFデータの2種類とします。
- ③ 広告原稿の作成経費は、原則的に広告主の負担により提出していただきますが、本業務受託者は、別に広告主と契約することにより、広告原稿の作成業務を請け負うことができるものとします。この場合、当該作成業務に要する費用等については、広告主と本業務受託者との間の契約にて取り決めていただくようお願いします。
- ④ 広告原稿の提出が遅滞している広告主については、区から本業務受託者へお知らせし、本業務受託者より督促していただくものとします。

(7) 広告原稿の校正

- ① 校正の回数は原則として1回とし、印刷工程が確定次第、具体的な日程を担当所管課より本業務受託者へ通知するものとします。
- ② 本業務受託者は印刷工程に基づき、担当所管課と協議のうえ、広告主へ期限を定めて校正の依頼をしていただくものとします。
- ③ 本業務受託者は担当所管課より校正用原稿を受領し、入稿期限までに広告主への校正原稿の確認、集約をしていただくものとします。
- ④ 校正の提出後は、原則的に追加の修正はできませんので、本業務受託者は広告主へ営業する際、この旨を通知してください。

(8) 広告掲載物完成品の配布

各広告掲載物の完成後、担当所管課より本業務受託者へ広告主数分の完成品を送付します。受領後、各広告主へ送付してください。送付後、各広告主が広告掲載物を受領したことを確認したうえ、広告掲載物完成品の配布が完了した旨、各担当所管課あて、書面にて報告してください（PDF等電子データも可）。なお、完成品の配布は原則として一広告主につき1冊とします。

5 広告掲載業種

広告掲載する業種は以下の範囲内のものとします。

分類	広告掲載できる業種
建設業	総合工事、職別工事、設備
製造業	繊維・衣服、自動車、自転車、機械器具、飲食料、家具、文房具、スポーツ用品、楽器、写真機、時計、眼鏡
電気・ガス 熱供給・水道業	電気、ガス、熱供給、上水道、下水道、工業用水道
情報通信業	通信、放送、情報サービス、新聞、出版、インターネット付随サービス、映像・音声・文字情報制作
運輸業	鉄道、道路旅客運送、道路貨物運送、水運、航空運輸
卸売・小売業	繊維・衣服、自動車、自転車、機械器具、家具、百貨店、総合スーパー、飲食料、書籍、文房具、スポーツ用品、医薬品・化粧品、新聞販売、楽器、写真機、時計、眼鏡、花・植木、ペット、中古品
金融・保険業	銀行、協同組織金融、郵便貯金取扱期間、政府関係金融機関、証券、保険
不動産業	建物売買、土地売買、不動産代理・仲介、不動産賃貸業、不動産管理、駐車場
飲食店	レストラン、食堂、カフェ
社会福祉 介護事業	認証保育所、認可保育所、認定こども園、介護老人保健施設、介護老人福祉サービス
文化・スポーツ	博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、音楽・文化・スポーツ・健康教室、フィットネスクラブ、資格講座、語学教室
複合 サービス業	郵便局、協同組合
専門 サービス業	法律事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、行政書士事務所、特許事務所、建築設計、測量、土木建築、デザイン
生活関連 サービス業	旅行、火葬、墓地管理、葬儀、結婚式場、冠婚葬祭互助会、写真現像・焼付、公衆浴場、理容・美容院、学習塾
その他 サービス業	廃棄物処理、自動車整備、機械等修理、物品賃貸、速記・入力・複写、印刷、測量証明、警備、清掃、労働者派遣
娯楽業	映画館、スポーツ施設、劇場
国・地方公共団体及び公共的団体	政府機関、地方自治体、公益法人

6 広告掲載金額

各広告の掲載金額は、別紙3「令和8年度世田谷区印刷物広告掲載金額単価表」のとおりとします。

7 広告掲載料の還付

広告主より納入された広告掲載料は還付できませんので、広告営業の際はこの旨を通知してください。ただし、広告主の責に帰すことのできない事由により広告を掲載することができなかった場合は、この限りではありません。

8 広告掲載決定の取消

広告主が本業務受託者の定める期限までに広告原稿を提出しないとき、また、区印刷物に広告を掲載することが不適当であると区長が認めた場合は、広告掲載の決定を取り消すものとします。その場合、本業務受託者は区が通知する「世田谷区印刷物広告掲載取消通知書（第4号様式）」を受領し、当該広告主に配布していただきます。

9 広告取扱事業者指定の申込方法

広告取扱事業者の登録申込みを希望する場合、別紙4「令和8年度世田谷区印刷物広告掲載取扱事業者承認申請書」を令和8年2月12日(木)までに持参または郵送にて広報広聴課へご提出ください。区において令和8年2月19日(木)までに、その指定の可否を決定のうえ、通知します。

なお、広告取扱事業者は、以下に掲げる条件をすべて満たすことが必要です。

- ① 法人であること
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生会社若しくは開始前会社でないこと
- ③ 国、地方公共団体その他の公共団体が実施する競争入札において、指名停止等の措置を受けている期間中でないこと
- ④ 租税その他の公課を滞納していないこと

【提出書類】

- ・令和8年度世田谷区印刷物広告掲載取扱事業者承認申請書（別紙4）
- ・取扱事業者に係る企業概要を確認することができる書類
(ホームページ等により公開している場合、添付は不要です)

【提出先】

世田谷区政策経営部広報広聴課
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
電話 03-5432-2009 FAX03-5432-3001

10 広告取扱事業者の指定取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱事業者の指定を取消します。

(1) 区の名誉またや信用を失墜し、若しくは事務を停滞させるような行為があつた場合

(2) その他、区長が不適当と認めた場合

11 区と本業務受託者との契約

各広告掲載応募の締切り後、広告掲載が決まり次第、担当所管課と本業務受託者において、本業務委託にかかる契約を締結するものとします。なお、契約の委託業務内容は、本募集要領「4 業務内容」(4) から (8) の項目となります。(1) から (3) までの業務内容については、契約締結前の業務となりますので、委託契約の締結の有無に関わらず実施していただく内容となります。

12 支払い方法

本業務受託者は、委託業務の完了後（広告掲載物完成品の配布完了後）区へ完了届を提出し、区は検査合格後、本業務受託者の請求に基づき支払うものとします。